

令和5年度貝塚市住民税非課税世帯 支援給付金(追加支給分) (1世帯あたり7万円)のご案内

※受給には手続きが必要です

- この給付金は、物価高騰による負担が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援するため、**1世帯あたり7万円**を追加支給するものです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で貝塚市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（**世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除く**）

令和5年1月1日時点で世帯全員が貝塚市に住民登録がある世帯

令和5年1月2日以降で貝塚市に転入されてきたかたのうち、貝塚市で令和5年度の課税状況が確認できないかたがいる世帯

確認書の返送が必要です

対象と思われるかたに対して、**確認書を送付**します。（要返送）
※一部申請が必要な場合があります。

返送期限：令和6年4月30日（火）
【消印有効】

詳しくは裏面「I」へ

申請書の提出が必要です

申請期限：令和6年4月30日（火）
【消印有効】

※申請書がお手元がないかたは、貝塚市のホームページでダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

手続きの詳細は裏面をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き

I 世帯全員が、令和5年1月1日時点で貝塚市に住民登録がある世帯

- 対象と思われる世帯には貝塚市役所福祉総務課（住民税非課税世帯支援給付金担当）から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
 - 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、貝塚市役所福祉総務課（住民税非課税世帯支援給付金担当）まで返送してください。
- ※令和6年4月30日までに返送されない場合は支給を辞退したものとみなします。

II 令和5年1月2日以降で貝塚市に転入されてきたかたのうち、貝塚市で令和5年度の課税状況が確認できないかたがいる世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（必要な添付書類については申請書裏面をご確認ください）とともに貝塚市役所福祉総務課（住民税非課税世帯支援給付金担当）へ郵送してください。

12月20日以降に申告をして、世帯全員が非課税となった世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。詳しくは住民税非課税世帯支援給付金担当へお問い合わせください。

■ 給付金の支給時期

貝塚市に確認書（または申請書）が届き次第、3週間程度をめでに順次支給します。

! 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 健康福祉部 福祉総務課
1階エントランス特設会場 住民税非課税世帯支援給付金担当

☎ 072-433-7062

受付時間 9:00~17:00（土日祝を除く）